

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算について

医療情報取得加算について

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和7年4月1日より下記の通り診療報酬点数を算定しております。

○医療情報取得加算

【初診時】1点

【再診時】1点（3ヶ月に1回に限る）

※マイナ保険証利用の有無に関わらず

医療 DX 推進体制整備加算について

当院では、医療 DX（デジタル化）を推進し、患者様により質の高い医療を提供するため、以下の体制を整備しています。

- ・オンライン資格確認を行う体制
- ・オンライン請求の実施
- ・診療情報を診察室で活用する体制
- ・マイナ保険証利用促進のための案内・掲示

厚生労働省が定めた診療報酬算定要件に従い、令和8年1月1日より下記の通り診療報酬点数を算定します。

○医療 DX 推進体制整備加算

【初診時】8～10点

※当院におけるマイナ保険証利用実績に応じて変動する点数を算定

正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解とご協力をお願いします。